

訪問看護重要事項説明書

1 訪問看護ステーションぱれっとの概要

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名称	訪問看護ステーションぱれっと
所在地	札幌市東区北 44 条東 13 丁目 2 番 6 号
介護保険指定番号	0160291076
法人種別・法人名	株式会社ぱすてる
代表者名	中谷岳哉
電話番号 FAX 番号	011-792-0664 011-792-0227
サービス提供地域	札幌市内全域

(2) 職員体制と職務内容

職種	員数	勤務体制
管理者	1 名	常勤兼務 1 名
看護師	31 名	常勤専従 5 名・常勤兼務 1 名・非常勤専従 25 名
准看護師	2 名	常勤専従 1 名 非常勤専従 1 名
理学療法士	0 名	常勤専従 0 名
作業療法士	0 名	常勤専従 0 名

(3) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 ※常時 24 時間、いつでも連絡をとれる体制を設けております。
休日	なし 年末年始 (12 月 31 日～1 月 2 日)

2 事業の運営方針と目的

事業目的	要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた高齢者に対し、適正な運営および適切な指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の提供を確保する事を目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1 訪問看護を提供する事により、生活の質を確保し、健康管理および日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。2 事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供が出来るように努めます。3 事業の運営にあたって、関係市区町村、地域包括支援センター、保健所および近隣の他の保健・医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供が出来るように努めます。4 質の良い訪問看護サービスを提供するため、訪問看護従事職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

3 サービス提供内容

(1) 療養上の世話

清拭、洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）および排泄等の日常生活療養上の世話、ターミナルケア。

(2) 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置。

(3) リハビリテーションに関すること。

(4) 家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理。

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携し、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて、訪問看護の提供を行う。

4 利用料金

(1) 基本利用料金・加算料金

保険種別	介護保険による訪問看護	
訪問看護を利用できる方	要介護者など介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護を必要と認めた方	
利用料金 および 加算について (負担割合が2割の方は倍額、3割の方は3倍額)	<p>利用料金</p> <p>20分未満 314単位 30分未満 471単位 30分以上1時間未満 823単位 1時間以上1時間30分未満 1.128単位</p> <p>理学療法士・作業療法士による訪問看護 293単位 理学療法士・作業療法士による訪問看護(介護予防) 283単位</p> <p>(夜間・早朝の料金は、1.25倍、深夜は1.5倍となります。) ※准看護師が訪問の場合、所定単位数の100分の90で算定</p> <p>早朝時間帯：午前6時～午前8時 夜間時間帯：午後6時～午後10時 深夜時間帯：午後10時～午前6時</p> <p>定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護 2.961単位 ※要介護5の方 3.754単位</p>	<p>加算</p> <p>複数名による訪問看護に係る加算 複数名訪問加算(I) 所要時間30分未満 254単位 所要時間30分以上 402単位 複数名訪問加算(II) 所要時間30分未満 201単位 所要時間30分以上 317単位 特別な管理が必要とする利用者に通算1時間30分以上訪問看護を行った場合 300単位 緊急時訪問看護加算(I) 600単位 緊急時訪問看護加算(II) 574単位 特別管理加算(I) 500単位 特別管理加算(II) 250単位 ターミナルケア加算 2,500単位 初回加算(I) 350単位 初回加算(II) 300単位 退院時共同指導加算 600単位 看護・介護職員連携強化加算 200単位 サービス提供強化加算I 6単位 サービス提供強化加算I(定期巡回連携) 5単位 サービス提供強化加算II 3単位 サービス提供強化加算II(定期巡回連携) 25単位 看護体制強化加算(I) 550単位 看護体制強化加算(II) 200単位 看護体制強化加算(介護予防) 100単位 専門管理加算 250単位 遠隔脂肪診断補助加算 150単位 口腔連携強化加算 50単位 ※各加算に関しては算定要件を満たした場合に算定します。</p>

保険種別	医療保険（老人保健、健康保険）による訪問看護		
訪問看護を利用できる方	主治医が訪問看護の必要を認め方 ①介護保険の対象でない（非該当）の方 ②介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾患や病状の方		
利用料金	国民健康保険 後期高齢者：1割 高齢受給者：2～3割 個人の負担割合によって変動 一般患者：3割 ※受給者証の種類によっては公費が適応となり負担が軽減される場合があります		
基本利用料金	訪問看護管理療養費（月の初日）	（イ）1回	12,830円
		（ロ）	9,800円
		（ハ）	8,470円
		（ニ）	7,440円
	訪問看護管理療養費（2日目以降）	1日につき	3,000円
	訪問看護基本療養費Ⅰ	週3回目まで	5,550円
		週4回目以降	6,550円
	訪問看護基本療養費Ⅱ （同一建物内3名以上の訪問）	週3日まで	2,780円
		週4日以降	3,280円
	訪問看護基本療養費Ⅲ （入院中の外泊時の訪問）	1日につき1回	8,500円
	乳幼児加算（6歳未満）	1日につき1回	1,500円
		厚生労働省が定める者	1,800円
	複数名訪問看護加算	（Ⅰ）週1回	4,500円
		（Ⅱ）週1回	4,000円
	難病等複数回訪問加算 （厚生労働大臣が定める疾病等のもの）	1日2回	4,500円
1日3回以上		8,000円	
夜間早朝加算	18時～22時	2,100円	
	6時～8時	2,100円	
深夜訪問看護加算	22時～翌6時	4,200円	
長時間訪問看護加算（90分を超える訪問）	週1回または3回	5,200円	

病状等によって 右記の料金が加 算されます	特別管理加算	1月に1回 (病状に応じて)	5,000円 2,500円
	退院時共同指導加算	1月に1回	8,000円
	特別管理指導加算	1月に1回	2,000円
	退院支援指導加算	1回	6,000円
		長時間指導を行った場合	8,400円
	在宅患者連携指導加算	1月に1回	3,000円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1月に1回	2,000円
	訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円
	緊急時訪問看護加算	1月に14回まで	2,650円
		1月に15回以降	2,000円
	看護・介護職員連携強化加算	1月に1回	2,500円
	24時間対応体制加算	(イ) 1月に1回	6,800円
		(ロ) 1月に1回	6,520円
	訪問看護情報提供療養費 1	1月に1回	1,500円
訪問看護情報提供療養費 2	1年度に1回	1,500円	
訪問看護情報提供療養費 3	1月に1回	1,500円	

保険適応外	永眠時のケア		10,000円
	交通費		400円
	駐車場代金		周辺の有料駐 車場料実費
キャンセル料	7日～4日前	10割分	20%
	3日～2日前	10割分	50%
	前日	10割分	80%
	当日	10割分	100%
上記の表の料金は保険を利用した場合の負担額ではなく、利用料の総金額です			

(2) 料金のお支払い方法

お支払い方法	お振込み (お振込み手数料はご負担願います)
支払い口座	北洋銀行 西町支店 普通 3768812 株式会社ばすてる 代表取締役 中谷岳哉 カ) パステル

5 苦情相談機関

苦情相談窓口	担当者氏名：中谷岳哉
苦情処理の体制・手順	<ul style="list-style-type: none"> ① 苦情が発生した場合は担当職員が相手方に連絡を取り、直接訪問等をして詳しい情報を聞くとともに、苦情の内容に詳しい職員からも内容の確認を行う。 ② 内容確認後、可能である場合にはその場で対応する。 ③ 担当職員の個人での検討・判断が困難な場合には、相手方への了承を得た上で、施設全体にて対応を検討する。 ④ 対応方法を検討後、苦情発生の翌日までには利用者への謝罪等具体的な対応を行う。 ⑤ 即対応不可能な場合には、相手方の了承のもと期日を設定し、その期日以内に検討する。 ⑥ 苦情の内容・対応の過程・その結果等について、苦情受付表に記録し完結の日より2年間保管し内容について検討し、再発防止に努める。
外部苦情申し立て機関 (連絡先電話番号)	機関名：札幌市社会福祉サービス苦情相談センター 電話 011-632-0550 FAX 011-613-5486

6 事故発生時の対処方法

- ・ 事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 当該事故の状況および事故に際してとった措置について記録し、その完結の日から2年間保存します。
- ・ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7 緊急時の連絡体制

緊急時連絡先 (24時間対応可能)	営業時間内	TEL090-8577-8010
	夜間・休日	TEL090-8577-8010

私は本書面に基づいて職員（職名 管理者 氏名 ）から
上記重要事項の説明を受けたことを確認し、同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

署名代行者 住所

氏名

続柄

署名代行理由